

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ゴセケン
代表者及び住所 奈良県御所市室1193-1
代表取締役社長 西本 正昭
2. 指名停止措置期間 : 令和4年11月30日から令和5年2月28日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社ゴセケンの前会長及び前社長は、奈良県御所市内の工事の受注を巡り、御所市議へ賄賂として現金計7500万円を渡したとして、令和4年10月11日付けで大阪地検特捜部に贈賄罪で在宅起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ゴセケンの代表役員等にあたる前会長及び前社長が贈賄罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

ハ 使用人

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)